

前回定期受付からの主観的事項に関する変更点

項目	変更前	変更後																				
技術職員数	建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査における業種別の総合評定値の算出の基礎となった技術職員数をもとに、次の表による。 技術職員数 <table><tr><th>区 分</th><th>評 点</th></tr><tr><td>1 級技術者</td><td>3 点／ 1 人</td></tr><tr><td>2 級技術者</td><td>2 点／ 1 人</td></tr><tr><td>その他技術者</td><td>1 点／ 1 人</td></tr></table> ※上限は30点	区 分	評 点	1 級技術者	3 点／ 1 人	2 級技術者	2 点／ 1 人	その他技術者	1 点／ 1 人	建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査における業種別の総合評定値の算出の基礎となった技術職員数をもとに、次の表による。 技術職員数 <table><tr><th>区 分</th><th>評 点</th></tr><tr><td>1 級技術者</td><td>3 点／ 1 人</td></tr><tr><td><u>監理技術者補佐</u></td><td><u>2 点／ 1 人</u></td></tr><tr><td><u>登録基幹技能者</u></td><td><u>2 点／ 1 人</u></td></tr><tr><td>2 級技術者</td><td>2 点／ 1 人</td></tr><tr><td>その他技術者</td><td>1 点／ 1 人</td></tr></table> ※上限は30点	区 分	評 点	1 級技術者	3 点／ 1 人	<u>監理技術者補佐</u>	<u>2 点／ 1 人</u>	<u>登録基幹技能者</u>	<u>2 点／ 1 人</u>	2 級技術者	2 点／ 1 人	その他技術者	1 点／ 1 人
区 分	評 点																					
1 級技術者	3 点／ 1 人																					
2 級技術者	2 点／ 1 人																					
その他技術者	1 点／ 1 人																					
区 分	評 点																					
1 級技術者	3 点／ 1 人																					
<u>監理技術者補佐</u>	<u>2 点／ 1 人</u>																					
<u>登録基幹技能者</u>	<u>2 点／ 1 人</u>																					
2 級技術者	2 点／ 1 人																					
その他技術者	1 点／ 1 人																					
ユースエール認定企業	新規項目	申請日時点で青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に規定する基準に適合し、富山労働局長に認定された者（常時雇用する労働者の数が300人以下の者に限る。）。																				